

## 神戸市社会福祉施設等 ICT 化推進事業の申請手続き等について

### 1 対象施設

神戸市社会福祉施設等 ICT 化推進事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に定める

- ・介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等、認知症対応型グループホーム等）
- ・障害福祉サービス施設（障害者支援施設、療養介護施設、障害児入所施設、共同生活援助）

※原則、申請は 1 施設 1 回のみです。昨年度に申請した施設は対象外になります。

### 2 補助内容

#### (1) 補助対象

記録、請求等の入力業務の省力化やリアルタイムでの情報共有等、介護保険業務の効率化を図ることを目的に、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに購入等した以下の費用が対象となります。

ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"><li>・ソフトウェア資産の購入費</li><li>・クラウドサービス利用料</li><li>・改修、保守・サポート費</li><li>・セキュリティ対策にかかる経費</li></ul>
ハードウェア	<ul style="list-style-type: none"><li>・デスクトップパソコン、ノートパソコン</li><li>・タブレット端末</li><li>・スマートフォン</li><li>・インカム</li><li>・Wi-Fi 機器（モデム・ルーター代）</li></ul> 上記機器及び付属品の購入や配送、設置工事に要する経費

#### (2) 補助対象外経費

- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・プリンタ購入(リース)費
- ・オンライン会議利用目的でのタブレット端末等購入費
- ・すでに国および県からその他補助金を受けている機器等への費用等  
(特に、兵庫県「在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業」(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/ict.html>) の補助金の採択を受けていないか、ご注意ください。重複申請は認められません。)

### 3 補助額

1 事業所当たりの補助額は、上記の対象経費に補助率 1/2 を乗じた額と以下の補助上限額を比較して、少ない方の額。

職員数（非常勤を含む）	補助上限額
1人～20人	75,000円
21人以上	150,000円

※非常勤職員については、「①雇用契約を結んだ者②直接サービスを提供する者」の要件を満たせば、1名としてカウント可能。（但し、管理者もしくはサービス提供責任者については、要件に関係なく、非常勤職員も1名としてカウント可能。）

### 4 申請方法

#### (1) 補助金交付申請

申請者は、本事業の申請書（様式第1号・第1号-2）及び収支計画書（様式第2号）を「5 申請書の提出先」に電子メールにて、令和4年7月29日（金曜）（厳守）までに提出してください。

神戸市にて申請書の受理後、内容の審査を行い、決定通知書または不交付決定通知書を送付します。

※収支計画の支出項目について、見積書等の根拠となる書類の写しを PDF データで添付してください。

#### (2) 補助金交付請求

交付の決定を受けた場合には、速やかに事業を執行のうえ、実績報告書（様式第10号）と補助金交付請求書（様式第12号）を作成し、令和5年1月31日（火曜）までに提出してください。

※補助金の振込先口座については、申請者（法人名・施設名、代表者名が入る場合も含む。）が名義人である口座の記入をお願いします。

#### (参考1) 事業執行（機器等購入）後に、補助金申請する場合

情報通信機器等を購入等した後に、交付申請をする場合は、上記4「(1) 補助金交付申請」及び「(2) 補助金交付請求」の申請書類をすべて同時に提出することができます。

(提出締切：令和4年7月29日（金曜）（厳守）)

但し、既に完了している事業内容（機器の購入等）に対して、交付決定を保証するものではありませんので、ご注意ください。（実施要綱に基づいて、交付決定もしくは不交付決定を公平に判断します）

(参考2) 交付決定の額に変更がある場合

事業執行の結果、交付の決定を受けた金額に変更がある場合には、上記「(2) 補助金交付請求」を実施する前に、交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)及び収支予算書(変更後)(様式第6号)を神戸市に提出してください。神戸市にて申請書受理後、内容の審査を行い、補助金交付決定内容変更承認通知書等を送付します。その後、上記(2)の手続きを実施してください。

申請書様式：神戸市ホームページへ掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/kaigozinzai/ictsienn.html>

## 5 申請書の提出先

申請書についてはEメールにて、以下の宛先にお送りください。

※介護保険施設と障害者(児)福祉施設で、宛先が異なりますのでご注意ください。

※提出時には、件名を「ICT化推進事業【法人名〇〇】」としてください。

### 【介護保険施設の場合】

神戸市福祉局介護保険課「ICT化推進事業担当」

(電子メール)

[kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp)

### 【障害福祉サービス施設の場合】

神戸市福祉局障害者支援課「ICT化推進事業担当」

(電子メール)

[syogai\\_jiritsu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:syogai_jiritsu@office.city.kobe.lg.jp)

## 6 申請締切

補助金交付申請：令和4年7月29日(金曜)(厳守)